厚生年金保険法

法律一一五

令四法律六八

(この法律の目的)

第一条 この法律は、労働者の老齢、障害又は死 族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを 亡について保険給付を行い、労働者及びその遺 目的とする。

第二条 厚生年金保険は、政府が、管掌する。 (年金額の改定)

第二条の二 この法律による年金たる保険給 に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられ著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情額は、国民の生活水準、賃金その他の諸事情に額は、国民の生活水準、賃金その他の諸事情に なければならない。

第二条の三 厚生年金保険事業の財政は、長期的 らない。 は、速やかに所要の措置が講ぜられなければな 著しくその均衡を失すると見込まれる場合に にその均衡が保たれたものでなければならず、

(財政の均衡)

(財政の現況及び見通しの作成

及び見通し」という。)を作成しなければならな政功衡期間における見通し(以下「財政の現況政均衡期間における見通し(以下「財政の現況政が財事業の財政に係る収支についてその現況及び財事業の財政に係る収支についてその現況及び財政治国庫負担の額並びにこの法律による保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険料及び国庫負担の額をが成立している。 第二条の四

> 見通しを作成したときは、 衡期間」という。)は、財政の現況及び見通しが第八十四条の六第三項第二号において「財政均第回の財政均衡期間(第三十四条第一項及び) 表しなければならない。 作成される年以降おおむね百年間とする。 政府は、第一項の規定により財政の現況及び 遅滞なく、 これを公

3

(実施機関

第二条の五 各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定 める者とする。 この法律における実施機関は、次

員共済組合連合会

険者」という。)の資格、第二号厚生年金被保 保険の被保険者(以下「第二号厚生年金被保 険料に係る運用に関する事務 る徴収金並びに第一号厚生年金被保険者の保 期間に係る保険料その他この法律の規定によ 年金拠出金の負担、第一号厚生年金被保険者 号)第九十四条の二第一項の規定による基礎 る国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一 付の受給権者、第一号厚生年金被保険者に係 基づくこの法律による保険給付、 おいて同じ。)、事業所及び被保険者期間、第 条に規定する標準報酬をいう。以下この項に 外の厚生年金保険の被保険者(以下「第一号 厚生年金被保険者に係る標準報酬(第二十八 厚生年金被保険者」という。)の資格、第一号 一号厚生年金被保険者であつた期間(以下 「第一号厚生年金被保険者期間」という。) に 国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金 次号から第四号までに規定する被保険者以 厚生労働大臣 当該保険給

> する事務 号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関 の他この法律の規定による徴収金並びに第二 第二号厚生年金被保険者期間に係る保険料そ 四条の五第一項の規定による拠出金の納付、 規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十 者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の 保険給付の受給権者、第二号厚生年金被保険 う。)に基づくこの法律による保険給付、当該 間、第二号厚生年金被保険者であつた期間 (以下「第二号厚生年金被保険者期間」とい 国家公務員共済組合及び国家公務

三 地方公務員共済組合の組合員たる厚生年 う。)に基づくこの法律による保険給付、当該(以下「第三号厚生年金被保険者期間」とい(以下「第三号厚生年金被保険者であつた期間、第三号厚生年金被保険者であつた期間) する事務 地方公務員共済組合、全国市町村号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関 保険の被保険者(以下「第三号厚生年金被保地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金 職員共済組合連合会及び地方公務員共済 の他この法律の規定による徴収金並びに第三 第三号厚生年金被保険者期間に係る保険料そ 四条の五第一項の規定による拠出金の納付、 規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十 者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の 保険給付の受給権者、第三号厚生年金被保険 険者」という。)の資格、第三号厚生年金被保

第二百四十五号)の規定による私立学校教職四 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律 員共済制度の加入者たる厚生年金保険の被保

険者に係る標準報酬、

事業所及び被保険者期

2

給権者、第四号厚生年金被保険者に係る国民この法律による保険給付、当該保険給付の受 保険者の保険料に係る運用に関する事務 保険者の保険料に係る運用に関する事務 日の規定による徴収金並びに第四号厚生年金被 本私立学校振興·共済事業団 金被保険者期間に係る保険料その他この法律 項の規定による拠出金の納付、 礎年金拠出金の納付及び第八十四条の五第一 年金法第九十四条の二第二項の規定による基 号厚生年金被保険者期間」という。)に基づく 厚生年金被保険者であつた期間 険者(以下「第四号厚生年金被保険者」と 事業所及び被保険者期間、 第四号厚生年金被保険者に係る 第四号厚生年 (以下「第四 第四号

2 めるところにより、同項第二号又は第三号に定その他の規定に係るものについては、政令で定 の六、第八十四条の八及び第八十四条の九の規第八十四条の三、第八十四条の五、第八十四条 める者のうち政令で定めるものが行う。 連合会又は地方公務員共済組合連合会が行い、 定に係るものについては、国家公務員共済組合 前項第二号又は第三号に掲げる事務のうち、

(用語の定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用 語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。

- 二 保険料免除期間 に規定する保険料免除期間をいう。 項に規定する保険料納付済期間をいう。 保険料納付済期間 国民年金法第五条第二項 国民年金法第五条第
- かなる名称であるかを問わず、 賃金、 給料、 俸給、手当、 賞与その 労働者

リチ

金融又は保険の事業 物の販売又は配給の事業

える期間ごとに受けるものは、 う。ただし、臨時に受けるもの及び三月を超 が、 この限りでな

関係と同様の事情にある者を含むものとする。 には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」 三月を超える期間ごとに受けるものをいう。 労働の対償として受ける全てのもののうち、 他いかなる名称であるかを問わず、 賃金、 給料、俸給、手当、 労働者が 賞与その

2

第一節

しくは事務所(以下単に「事業所」という。)又第六条 次の各号のいずれかに該当する事業所若 は船舶を適用事業所とする。

解体の事業 次に掲げる事業の事業所又は事務所であ 常時五人以上の従業員を使用するもの 物の製造、 加工、選別、包装、

ロ 土木、建築その他工作物の建設、 備の事業 保存、修理、 変更、 破壊、 解体又はその進 改造

貨物又は旅客の運送の事

電気又は動力の発生、 鉱物の採掘又は採取の事業

伝導又は供給の事

1 ヘホ 焼却、 貨物積卸し 清掃又はと殺の事 の事業 業

- 労働の対償として受ける全てのものを
- 第二章 被保険者
- (適用事業所)
- 修理又は
- に規定する船員(以下単に「船員」という。) 用される者が乗り組む船舶(第五十九条の二 る者。以下単に「船舶所有者」という。)に使 として船舶所有者(船員保険法(昭和十四年 つては、同条の規定により船舶所有者とされ 法律第七十三号)第三条に規定する場合にあ
- 2 適用事業所の事業主とみなす。 前項第三号に規定する船舶の船舶所有者は、
- 3 生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用の事業所以外の事業所の事業主は、厚 事業所とすることができる。
- (第十二条に規定する者を除く。)の二分の一以業所の事業主は、当該事業所に使用される者、前項の認可を受けようとするときは、当該事

- 物の保管又は賃貸の事
- ワヲルヌ 媒介周旋の事業
- 教育、研究又は調査の事業 集金、案内又は広告の事
- 疾病の治療、助産その他医療の事業

カ

- 通信又は報道の事業
- 更生保護事業 業法(平成七年法律第八十六号)に定める 号)に定める社会福祉事業及び更生保護事 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五
- 者が法令の規定に基づき行うこととされて いる法律又は会計に係る業務を行う事業 弁護士、公認会計士その他政令で定める
- 体又は法人の事業所又は事務所であつて、常一 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団 時従業員を使用するもの
- 三 船員法(昭和二十二年法律第百号) 第一条

(使呆食者) ばならない。 上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなけ

れ

四

第一〇巻 適用事業所以外の事業所に使用される は、厚生年金保険の被保険者とする。 第九条 適用事業所に使用される七十歳未満の者

第一〇条 適用事業所以外の事業所に使用されるて、厚生年金保険の被保険者となることができて、厚生年金保険の被保険者となることができる。

働大臣の認可を受けて、被保険者の資格を喪失第一一条 前条の規定による被保険者は、厚生労主の同意を得なければならない。 2 前項の認可を受けるには、その事業所の事業

(適用除外)

することができる。

厚生年金保険の被保険者としない。 第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、 第一二条 次の各号のいずれかに該当する者は、

一 臨時に使用される者(船舶所有者に使用される船員を除く。)であつて、次に掲げるもの。ただし、イに掲げる者にあつては定めた期間を超え、可に掲げる者にあつては一月を超え、引き続き使用される者(船舶所有者に使用される者(船舶所有者に使用される者(船舶が有者に使用される者(船舶が有者に使用される者(船舶が有者に使用される者(船舶が有者に使用さん。

イ 日々雇い入れられる者

ることが見込まれないもの コープリスの期間を超えて使用される者で コープリスの期間を定めて使用される者で

四月を超えて使用されるべき場合は、この限使用される船員を除く。)。ただし、継続して三 季節的業務に使用される者(船舶所有者に二 所在地が一定しない事業所に使用される者

合は、この限りでない。
し、継続して六月を超えて使用されるべき場し、継続して六月を超えて使用される者。ただ「臨時的事業の事業所に使用される者。ただりでない。

正 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される者にあつては、厚生労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者(当該事業所に使用される通常の労働者(一週間の所定労働時間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の関係の要務に従事する当該通常の労働者という。)の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この号において同じ。又はその一月間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この号において同じ。又はその一月間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この号において同じ。又はその一月間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この号において、その一週間の所定労働者の一週間の所定労働者の一週間の所定労働者の

一月間の所定労働日数の四分の三未満である一月間の所定労働日数の四分の三未満であるのいずれかの要件に該当するもののいずれかの要件に該当するもののいずれかの要件に該当するもののいずれかの要件に該当するもの 報酬(最低賃金法(昭和三十四年法律第一 報酬(最低賃金法(昭和三十四年法律第一 あること。

円未満であること。

一円未満であること。

金に相当するものとして厚生労働省令で定

号)第五十条に規定する高等学校の生徒、 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六

資各収导り寺期) 他の厚生労働省令で定める者であること。 同法第八十三条に規定する大学の学生その

(資格取得の時期)

第一三条 第九条の規定による被保険者の条の規定に該当しなくなつた日に、被保険者の条の規定に該当しなくなつた日若しくはその使事業所に使用されるに至つた日若しくはその使第一三条 第九条の規定による被保険者は、適用

2 第十条第一項の規定による被保険者の資格を取得すの認可があつた日に、被保険者の資格を取得する。

(資格喪失の時期)

第一四条 第九条又は第十条第一項の規定による 第一四条 第九条又は第十条第一項の規定に該当するに至つたとき、又は第五号に該当するに至つたとき、又は第五号に該当するに至つたとき、又は第五号に前 第一四条 第九条又は第十条第一項の規定による

一 死亡したとき。 資格を喪失する。

三 第八条第一項又は第十一条の認可があつた

二 その事業所又は船舶に使用されなくなつた

とき。

五 四

第二節 被保険者期間

算入する。 第一九条 被保険者期間を計算する場合には、月第一九条 被保険者期間を計算する場合には、月

失したときは、その月を一箇月として被保険者 被保険者の資格を取得した月にその資格を喪

く。)の資格を取得したときは、この限りでな 第一項第二号に規定する第二号被保険者を除 者又は国民年金の被保険者 期間に算入する。ただし、その月に更に被保険 (国民年金法第七条

3 を取得した者については、 を合算する。 前三項の規定は、 被保険者の資格を喪失した後、 被保険者の 前後の被保険者期間 種別ごとに 更にその資格

5

更後の被保険者の種別の被保険者であつた月 された第二項の規定にかかわらず、 であつた月)とみなす。 つたときは、 つたときは、前項の規定により適用するものと (二回以上にわたり被保険者の種別に変更があ 同一の月において被保険者の種別に変更が 最後の被保険者の種別の被保険者 その月は変

標準報酬月額及び標準賞与額

第二〇条 標準報酬月額は、 区分)によつて定める。 級区分の改定が行われたときは、 標準報酬月額 に基づき、次の等級区分(次項の規定により等 被保険者の報酬月額 改定後の等級

一〇七、〇〇〇円以上	10四、000円	第三級
九三、〇〇〇円以上	九八、〇〇〇円	第二級
九三、〇〇〇円未満	八八、〇〇〇円	第一級
報酬月額	標準報酬月額	月標 額等報 級酬

2

第一四級	第一三級	第一二級	第 一 級	第一〇級	第九級
1100、000円	一九〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	1七0、000円	1六0、000円	一五0、000円
二一〇、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満	一八五、〇〇〇円よ満	一七五、〇〇〇円未満	一五五、〇〇〇円未満	一五五、〇〇〇円未満

一中略

CCCFzi

六〇五、〇〇〇円以上	六10、000円	第三一級
六〇五、〇〇〇円よ満	五九〇、〇〇〇円	第三〇級
五七五、〇〇〇円未満	五六〇、〇〇〇円	第二九級

(定時決定)

第二一条 二第一項及び第二十三条の三第一項において同 は、十一日。第二十三条第一項、 が十七日(厚生労働省令で定める者にあつて ものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数 く。) に受けた報酬の総額をその期間の月数で除 じ。)未満である月があるときは、 現に使用される事業所において同日前三月間 決定する。 して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を (その事業所で継続して使用された期間に限る 前項の規定によつて決定された標準報酬月額 その年の九月から翌年の八月までの各月 実施機関は、 被保険者が毎年七月一日 第二十三条の その月を除

標準報酬月額とする。

第二四条の三 第二十一条から第二十四条までに (政令への委任) な事項は、政令で定める。 定めるもののほか、報酬月額の算定に関し必要

標準賞与額の決定)

第二四条の四 円とする。 おいて同じ。)を超えるときは、これを百五十万 われたときは、 規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行 該標準賞与額が百五十万円(第二十条第二項 標準賞与額を決定する。この場合において、当 じたときはこれを切り捨てて、その月における た賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生 けた月において、その月に当該被保険者が受け 実施機関は、 政令で定める額。以下この項に 被保険者が賞与を受

(現物給与の価額)

第二五条 報酬又は賞与の全部又は一部が、 臣が定める。 価額は、その地方の時価によつて、厚生労働大 以外のもので支払われる場合においては、その

第三章 第一節 保険給付 通則

(保険給付の種類)

第三二条 りとし、政府及び実施機関(厚生労働大臣を除 いう。)が行う。 びに附則第二十三条の三において「政府等」と 四条の五第二項並びに第八十四条の六第二項 第一項及び第二項、第八十一条第一項、第八十 く。第三十四条第一項、第四十条、 老齢厚生年金 この法律による保険給付は、 第七十九条 次のとお 並

三 遺族厚生年金 及び障害手当

裁定

(年金の支給期間及び支払期月)(年金の支給期間及び支払期月)第三三条 保険給付を受ける権利は、その権利を第三三条 保険給付を受ける権利は、その権利を第二三条 保険給付を受ける権利は、その権利を第二三条 保険給付を第二三条 保険第二三条 保険給付を第二三条 保険給付を第二三条 保険給付を第二三条 保険第二三条 保険給付を第二三条 保険給付を第二三条 保険給付を第二三条 保険第二三条 保険給付を第二三条 保険的第二三条 保険的第二条 保険的</

ときは、その事由が生じた月の翌月からその事ときは、その支給を停止すべき事由が生じたで終るものとする。 で終るものとする。 権利が消滅した月が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月第三六条 年金の支給は、年金を支給すべき事由

出が消滅した月までの間は、支給しない。 由が消滅した月までの間は、支払うもの及び十二月の六期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた年金又は権利が消滅した場合若しくは年あつた年金又は権利が消滅した場合若しくは年あの支給を停止した場合におけるその前月分までない。

(未支給の保険給付)

第三七条 保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付をあって、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、は、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、は、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族兄弟姉妹又はこれらの者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支局の保険給付の支給を請求することができる。 お頭の場合において、死亡した者が遺族厚生年金の受給権者である妻であつたときは、その報告をいるという。

とみなす。とみなす。とみなす。

(併給の調整)

第三八条 年金についても、同様とする。 年金並びに当該遺族厚生年金と同一の支給事由 厚生年金の受給権者が他の年金たる保険給付できる場合における当該老齢厚生年金及び遺族できる場合における当該老齢厚生年金及び遺族による年金たる給付(老齢基礎年金及び付加年 たる保険給付 (遺族厚生年金を除く。)又は同法 停止する。老齢厚生年金の受給権者が他の年金 基づいて支給される障害基礎年金を除く。)を受 る給付(当該障害厚生年金と同一の支給事由に 年金たる保険給付又は国民年金法による年金た 受けることができる場合における当該遺族厚生 に基づいて支給される遺族基礎年金を除く。)を る給付(老齢基礎年金及び付加年金、 けることができるときは、その間、その支給を (老齢厚生年金を除く。)又は同法による年金た 障害厚生年金は、その受給権者が他の 障害基礎

2 前項の規定によりその支給を停止するものと された年金たる保険給付の受給権者は、同項のされた年金たる保険給付の受給権者は、同項のされた年金だる他の年金たる保険給付又は国民年項に規定する他の年金たる保険給付について、この項の本金法による年金たる給付について、この項の本金法による年金にの法令の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるものによりでよい。

3一人 保険合けを受ける強引(受給権の保護及び公課の禁止)

第四一条 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。担保に供し、又は差し押えることができない。担保に供し、又は差し押えることができない。

相税その他の公課は、保険給付として支給を 受けた金銭を標準として、課することができな でい。ただし、老齢厚生年金については、この限 い。ただし、老齢厚生年金については、この限

2

第二節 老齢厚生年金

(受給権者)

第四二条 老齢厚生年金は、被保険者期間を有す第四二条 老齢厚生年金は、被保険者期間を有す

算した期間が十年以上であること。 一 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合一 六十五蔵以上であること。

て「基準日」という。)において被保険者である2 受給権者が毎年九月一日 (以下この項におい

保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の格を喪失した日から再び被保険者のとし、基準日の属する月前の被保険者であつた期間をその計算の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。ただし、基準日の属する場合(基準日に被保険者の資格を取得した場合

属する月から、年金の額を改定する。 は、その日)から起算して一月を経過した日 までのいずれかに該当するに至つた日にあつて 齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、 失した月前における被保険者であつた期間を老 月を経過したときは、その被保険者の資格を喪 年金の額を改定する。 するものとし、 資格を喪失した日(第十四条第二号から第四号 て被保険者の資格を喪失した日から起算して一 格を喪失し、かつ、被保険者となることなくし あつた期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎と ある場合は、 者の資格を取得した日までの期間が一月以内で 該被保険者の資格を喪失した日から再び被保険 資格を取得した日までの間に到来し、 被保険者である受給権者がその被保険者の資 基準日の属する月前の被保険者で 基準日の属する月の翌月から、 かつ、当 0

第四三条の二 再平平の改定等)

第四三条の二 再評価率については、毎年度、第年について適用する。

2

前項に規定する加給年金額は、

同項に規定す

指数(総務省において作成する年平均の全国一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価

法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の

適用がないものとして改定したもの

(以下この

年金法第二十七条に規定する改定率であつて同る配偶者については二十二万四千七百円に国民

の比容 当該年度の初日の属する年の前年の物価指数 当該年度の初日の属する年の前年の物価指数 でいう。以下同じ。)に対する

(加給年金額)

第四四条 する部分の支給を停止する。 る。ただし、国民年金法第三十三条の二第一項 条に定める額に加給年金額を加算した額とす 全額につき支給を停止されているときを除く。) の規定により加算が行われている子があるとき るときは、第四十三条の規定にかかわらず、同 級に該当する障害の状態にある子に限る。) があ までの間にある子及び二十歳未満で第四十七条 ていたその者の六十五歳未満の配偶者又は子 月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三 第四十三条第二項又は第三項の規定により当該 者期間の月数が二百四十未満であつたときは、 該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険 を取得した当時(その権利を取得した当時、 あるものに限る。)の額は、受給権者がその権利 礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上で は、その間、 て単に「障害等級」という。)の一級若しくは二 第二項に規定する障害等級(以下この条におい 項において同じ。)その者によつて生計を維持し (十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日 (当該子について加算する額に相当する部分の 老齢厚生年金(その年金額の計算の 当該子について加算する額に相当 当

章において「改定率」という。)を乗じて得た額に石・円未満の端数が生じたときは、これを可り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを可り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを可り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)とする。)とする。

受給権者がその権利を取得した当時胎児であて子が出生したときは、第一項の規定の適用については、その子は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなし、その出生の月の翌月から、年金の額を改定する。

3

第一項の規定によりその額が加算された老齢原生年金については、配偶者又は子が次の各号のいずれを額を加算しないものとし、次の各号のいずれを額を加算しないものとし、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項のかに該当するに至つた月の翌月から、年金の額が加算された老齢を改定する。

4

- 死亡したとき。
- る。受給権者による生計維持の状態がやんだと
- 五 子が、養子縁組によつて受給権者の配偶者四 配偶者が、六十五歳に達したとき。 き。

害の状態にある子を除く。)について、十八歳、子(障害等級の一級又は二級に該当する障 子が、婚姻をしたとき。 養子縁組による子が、離縁をしたとき (外の者の養子となつたとき

ついて、その事情がやんだとき 状態にある子(十八歳に達する日以後の最初 の三月三十一日までの間にある子を除く。) に 障害等級の一級又は二級に該当する障害

だことの認定に関し必要な事項は、 たこと又はその者による生計維持の状態がやん 厚生年金の受給権者によつて生計を維持してい 第一項又は前項第二号の規定の適用上、老齢 子が、二十歳に達したとき。 政令で定め

第四五条 老齢厚生年金の受給権は、 死亡したときは、消滅する。 受給権者

2

障害の程度が障害等級の一級に該当する者に

第三節 障害厚生年金及び障害手当金

かわらず、同項に定める額の百分の百二十五に 支給する障害厚生年金の額は、前項の規定にか

第四七条 (障害厚生年金の受給権者) る疾病 (以下「傷病」という。)につき初めて医 負傷し、 が固定し治療の効果が期待できない状態に至つ 当該初診日から起算して一年六月を経過した日 日」という。)において被保険者であつた者が、 師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診 (その期間内にその傷病が治つた日 (その症状 その疾病又は負傷及びこれらに起因す 障害厚生年金は、疾病にかかり、又は 「障害認定日」という。)において、 以下同じ。)があるときは、その日

> 険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係 当該傷病に係る初診日の前日において、当該初 する程度の障害の状態にある場合に、 ないときは、この限りでない。 る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算 診日の属する月の前々月までに国民年金の被保 の程度に応じて、その者に支給する。 その傷病により次項に規定する障害等級に該当 した期間が当該被保険者期間の三分の二に満た ただし、 その障害

に達した日以後の最初の三月三十一日が終了

2 から一級、二級及び三級とし、各級の障害の状の管害等級は、障害の程度に応じて重度のもの 態は、政令で定める。

(障害厚生年金の額)

第五〇条 ときは、これを三百とする。 合において、当該障害厚生年金の額の計算の基 項の規定の例により計算した額とする。この場 礎となる被保険者期間の月数が三百に満たない 障害厚生年金の額は、第四十三条第

3 当該額をこれらの項に定める額とする。 満たないときは、 きは、これを百円に切り上げるものとする。)に り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたと 礎年金の額に四分の三を乗じて得た額(その額 国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基 ができない場合において、障害厚生年金の額が 相当する額とする。 に五十円未満の端数が生じたときは、これを切 て国民年金法による障害基礎年金を受けること 障害厚生年金の給付事由となつた障害につい 前二項の規定にかかわらず、

> 4 二級に該当する者に支給する障害厚生年金の額第五〇条の二 障害の程度が障害等級の一級又は 障害厚生年金の額に相当する額とする。 第一項及び第二項の規定にかかわらず、従前 した障害厚生年金の額より低額であるときは、 の額は、その額が同条第二項の規定により消滅 第四十八条第一項の規定による障害厚生年

者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条 金額を加算した額とする。 の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年 は、受給権者によつて生計を維持しているその

る。 は、これを百円に切り上げるものとする。)とす 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨 て、五十円以上百円未満の端数が生じたとき 七百円に改定率を乗じて得た額 前項に規定する加給年金額は、二十二万四千 (その額に五十

第五二条の二 障害厚生年金の受給権者が、 と同一の支給事由に基づいて支給されるものを 年金法による障害基礎年金(当該障害厚生年金 を改定する。 た障害の程度に応じて、当該障害厚生年金の 害基礎年金の支給事由となつた障害とを併合し 障害厚生年金の支給事由となつた障害と当該障 除く。)の受給権を有するに至つたときは、当該 国

2 障害厚生年金の受給権者が、国民年金法によ が当該障害基礎年金の支給事由となつた障害の項ただし書の規定により併合された障害の程度 併合された障害の程度に応じて、 程度より増進したときは、これらの規定により て、同法第三十四条第四項及び第三十六条第二 る障害基礎年金の受給権を有する場合におい 当該障害厚生

(**失権)** 年金の額を改定する

第五三条 障害厚生年金の受給権は、第四十八条第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が、六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に表していて、当該当ないて、当該当ないであるときを除く。

文給停止

第五四条 障害厚生年金は、その受給権者が当該傷病について労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十七条の規定による障害補償を四十九号)第七十七条の規定による障害補償を受ける権利を取得したときは、六年間、その支給を停止する。

傷し、かつ、その傷病に係る初診日において被害厚生年金の受給権者が疾病にかかり、又は負害厚生年金の受給権者が疾病にかかり、又は負を停止する。ただし、その支給を停止された障害の状態に該当しない間、その支給

保険者であつた場合であつて、当該傷病により、かつ、当該傷病に係その他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害とその他障害の程度が障害等級の一障害)とを併合した障害の程度が障害を併合した上ある場合は、すべてのその他障害を併合した上ある場合は、すべてのその他障害を併合した上ある場合は、すべてのその他障害を併合した関害のでない。

(障害手当金の受給権者)

場合に準用する。

2

第五六条 前条の規定により障害の程度を定める条において「障害状態」という。)に該当しなべき日において次の各号のいずれかに該当するを支給しない。 中金たる保険給付の受給権者 (最後に障害を支給しない。

(最後に障害状態に該当しなくなつた日から一 国民年金法による年金たる給付の受給権者

を除く。

権者(現に障害状態に該当しない者に限る。)ことなく三年を経過した障害厚生年金の受給くなつた日から起算して障害状態に該当する

一覧書が二以 三 当該傷病について国家公務員災害補償法室の支給事由 定める者を除く。)一支給事由 定める者を除く。)一支給事由 定める者を除く。)一支給権者(現に障害事該傷病により 起算して障害状態に該当することなく三年を該傷病により 起算して障害状態に該当することなく三年を

品事由とする給付を受ける権利を有する者 (昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律 (昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律 (昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律 (昭和二十二年法律第五十号)の規定による障害補償法(昭和四十二年法律第百二十一 (昭和二十二年法律第五十号)の規定による障害補償、労働者災害補償保険法 (昭和二十二年法律第五十号)の規定による障害補償、労働者災害補償保険法 (昭和二十二年法律第五十号)の規定による障害補償、労働者災害補償保険法 (昭和二十二年法律第五十号)の規定による障害補償、労働者災害補償保険法 (昭和二十二年法律第五十号)の規定による障害補償、労働者災害補償保険法 (昭和二十二年法律第五十号)の規定による障害補償、労働者災害補償法 (昭和二十二年法律第五十号)の規定による障害補償、労働者災害補償法 (昭和二十二年法律第五十号)の規定による障害を支 くは障害給付又は船員保険法による障害を支

(障害手当金の額)

第五七条 障害手当金の額は、第五十条第一項の規定の例により計算した額の百分の二百に相当 は、当該額とする。ただし、その額が同条第三項に する額とする。ただし、その額が同条第三項に は、当該額とする。

第四節 遺族厚生年金

者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る者期間があり、かつ、当該被保険者明間に係る者であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の遺族に支給する。ただし、第場合に、その者の遺族に支給する。ただし、第場合に、その者の遺族に支給する。ただし、第場合に、その者の遺族に支給する。ただし、第の属する月の前々日の前には、被保険者又は被保険(受給権者)

た期間が当該被保険者期間の三分の二に満たな いときは、この限りでない 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算し

保険者であつたものを含む。)が、 あつた者であつて、行方不明となつた当時被被保険者(失踪の宣告を受けた被保険者で 被保険者であつた者が、被保険者の資格 死亡したと

状態にある障害厚生年金の受給権者が、死亡 年を経過する日前に死亡したとき。 がある傷病により当該初診日から起算して五喪失した後に、被保険者であつた間に初診日 障害等級の一級又は二級に該当する障害

2

期間と保険料免除期間とを合算した期間が二 十五年以上である者が、死亡したとき。 五年以上である者に限る。)又は保険料納付済 間と保険料免除期間とを合算した期間が二十 老齢厚生年金の受給権者(保険料納付済期

2 し、同項第四号には該当しないものとみなす。 項第一号から第三号までのいずれかのみに該当 求したときに別段の申出をした場合を除き、同 該当するときは、その遺族が遺族厚生年金を請 でのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも 被保険者であつた者が同項第一号から第三号ま 前項の場合において、死亡した被保険者又は

第五九条 遺族厚生年金を受けることができる遺 であつて、被保険者又は被保険者であつた者の 者」、「子」、「父母」、「孫」又は「祖父母」という。) 者、子、父母、孫又は祖父母(以下単に「配偶 族は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶

> ものとする。 維持したものとする。ただし、妻以外の者にあ 下この条において同じ。)その者によつて生計をつた者にあつては、行方不明となつた当時。以 つては、次に掲げる要件に該当した場合に限る 死亡の当時(失踪の宣告を受けた被保険者であ

以上であること。 夫、父母又は祖父母については、 五十五

二 子又は孫については、十八歳に達する日以 婚姻をしていないこと。 級に該当する障害の状態にあり、かつ、 又は二十歳未満で障害等級の一級若しくは二 後の最初の三月三十一日までの間にあるか、

当時その者によつて生計を維持していた子とみ は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の 規定の適用については、将来に向つて、その子時胎児であつた子が出生したときは、第一項の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当 は子が、孫は、配偶者、子又は父母が、祖父母 金を受けることができる遺族としない。 は、配偶者、子、父母又は孫が遺族厚生年金の 受給権を取得したときは、それぞれ遺族厚生年 前項の規定にかかわらず、父母は、

3

(年金額

第六〇条 る区分に応じ、当該各号に定める額とする。た に定める額とする。 る遺族基礎年金の支給を受けるときは、 年金と同一の支給事由に基づく国民年金法によ だし、遺族厚生年金の受給権者が当該遺族厚生 遺族厚生年金の額は、次の各号に掲げ 第一号

第五十九条第一項に規定する遺族(次号に

額の四分の三に相当する額。ただし、第五十 第四十三条第一項の規定の例により計算した 険者であつた者の被保険者期間を基礎として を取得したとき 死亡した被保険者又は被保 掲げる遺族を除く。)が遺族厚生年金の受給権 八条第一項第一号から第三号までのいずれか

に該当することにより支給される遺族厚生年

配偶者又 現に 一 第五十九条第一項に規定する遺族のうち、 これを三百として計算した額とする。 イ た額のうちいずれか多い額 める額又は次のイ及びロに掲げる額を合算し 厚生年金の受給権を取得したとき 前号に定 老齢厚生年金の受給権を有する配偶者が遺族 保険者期間の月数が三百に満たないときは、 金については、その額の計算の基礎となる被 前号に定める額に三分の二を乗じて得た

2

規定により算定した額を受給権者の数で除して 号の規定にかかわらず、受給権者ごとに同号の は、それぞれの遺族厚生年金の額は、前項第一 合において、受給権者が二人以上であるとき 配偶者以外の者に遺族厚生年金を支給する場 口 て同じ。)に二分の一を乗じて得た額 る。次条第三項及び第六十四条の二におい 加給年金額が加算された老齢厚生年金にあ 年金の額(第四十四条第一項の規定により つては、同項の規定を適用しない額とす 当該遺族厚生年金の受給権者の老齢厚生

第六一条 得た額とする。 たときは、増減を生じた月の翌月から、 する場合において、受給権者の数に増減を生じ 配偶者以外の者に遺族厚生年金を支給 年金の

2 る。)の受給権者が老齢厚生年金の受給権を取得される遺族厚生年金(配偶者に対するものに限される遺族厚生年金(配偶者に対するものに限いる。 金 るときは、当該合算した額に、当該老齢厚生年 額を合算した額が同項第一号に定める額を上回 した日において、同項第二号イ及びロに掲げる 額を改定する の受給権を取得した日の属する月の翌月か 年金の額を改定する。

一号の規定により計算される額が、当該改定後生年金の額を改定する。ただし、前条第一項第齢厚生年金の額が改定された月から当該遺族厚 あるときは、この限りでない。 第二号イ及びロに掲げる額を合算した額以上で なる老齢厚生年金の額が第四十三条第二項又は される遺族厚生年金は、その額の算定の基礎と の老齢厚生年金の額を基礎として算定した同項 第三項の規定により改定されたときは、当該老 前条第一項第二号の規定によりその額が計算

第六二条 四十歳以上六十五歳未満であつたもの又は四十権者である妻であつてその権利を取得した当時相数が二百四十未満であるものを除く。)の受給 号に該当することにより支給されるものであつ:八二条 遺族厚生年金(第五十八条第一項第四 三十九条第三項第二号から第八号までのいずれ 同じくしていたものが六十五歳未満であるとき かに該当したことがあるものを除く。)と生計を 険者又は被保険者であつた者の死亡後に同法第 であつた者の子で国民年金法第三十七条の二第 歳に達した当時当該被保険者若しくは被保険者 て、その額の計算の基礎となる被保険者期間の 項に規定する要件に該当するもの(当該被保

> 満の端数が生じたときは、これを切り捨て、 に四分の三を乗じて得た額(その額に五十円 に同法第三十八条に規定する遺族基礎年金の 十円以上百円未満の端数が生じたときは、これ 前項の加算を開始すべき事由又は同項の加算 第六十条第一項第一号の遺族厚生年金の Ŧi. 未額

2 額の改定は、それぞれ当該事由が生じた月の翌 を廃止すべき事由が生じた場合における年金の 月から行う。 を百円に切り上げるものとする。)を加算する。

2

(失権)

第六三条 遺族厚生年金の受給権は、 次の各号のいずれかに該当するに至つたとき 消滅する。 死亡したとき。 受給権者が

- 係と同様の事情にある場合を含む。)をしたと 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻 関
- 出をしていないが、事実上養子縁組関係と同三 直系血族及び直系姻族以外の者の養子(届 険者であつた者との親族関係が終了したと 様の事情にある者を含む。)となつたとき。 離縁によつて、 死亡した被保険者又は被保
- たとき 又はロに定める日から起算して五年を経過し 次のイ又は口に掲げる区分に応じ、 、当該イ
- 族基礎年金の受給権を取得しないとき 十歳未満である妻が当該遺族厚生年金と同 の支給事由に基づく国民年金法による遺 遺族厚生年金の受給権を取得した当時 遺族厚生年金の受給権を取得した日

- 消滅したとき が消滅した日 達する日前に当該遺族基礎年金の受給権 基礎年金の受給権を有する妻が三十歳に到 の支給事由に基づく国民年金法による遺族 遺族厚生年金と当該遺族厚生年金と同 当該遺族基礎年金の受給権が
- 次の各号のいずれかに該当するに至つたとき 子又は孫の有する遺族厚生年金の受給権は、 消滅する。
- 当する障害の状態にあるときを除く。 し、子又は孫が障害等級の一級又は二級に該 の最初の三月三十一日が終了したとき。ただ 子又は孫について、十八歳に達した日以
- るときを除く。 る日以後の最初の三月三十一日までの間にあ 状態にある子又は孫について、その事情がや障害等級の一級又は二級に該当する障害の んだとき。ただし、子又は孫が十八歳に達す
- 3 三 子又は孫が、二十歳に達したとき
- 消滅する。 死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、 受給権は、被保険者又は被保険者であつた者の 父母、孫又は祖父母の有する遺族厚生年金の

(支給停止)

第六四条 遺族厚生年金は、当該被保険者又は被 るべきものであるときは、死亡の日から六年七十九条の規定による遺族補償の支給が行われ 保険者であつた者の死亡について労働基準法第 間、その支給を停止する。

第六四条の二 遺族厚生年金 権者が老齢厚生年金の受給権を有するときは、 十五歳に達しているものに限る。)は、 (その受給権者が六 その受給

当該老齢厚生 年金 簡に相当する部分の支給

第六五条 支給を停止する。 同項の規定により加算する額に相当する部分の の支給を受けることができるときは、 の死亡について国民年金法による遺族基礎年金 ある妻が当該被保険者又は被保険者であつた者 が加算された遺族厚生年金は、その受給権者で 第六十二条第一項の規定によりその その間、

第六五条の二 きは、この限りでない。 年金法による遺族基礎年金の受給権を有すると 被保険者であつた者の死亡について、夫が国民 る遺族厚生年金については、当該被保険者又は 期間、その支給を停止する。ただし、夫に対す 厚生年金は、受給権者が六十歳に達するまでの 夫、父母又は祖父母に対する遺族

2

第六六条 子に対する遺族厚生年金は、 りその支給を停止されている間は、この限りで 年金が前条本文、次項本文又は次条の規定によ を停止する。ただし、配偶者に対する遺族厚生 遺族厚生年金の受給権を有する期間、 その支給 配偶者が

を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金偶者が国民年金法による遺族基礎年金の受給権 者又は被保険者であつた者の死亡について、配配偶者に対する遺族厚生年金は、当該被保険 次条の規定によりその支給を停止されている間 停止する。ただし、子に対する遺族厚生年金が の受給権を有するときは、その間、その支給を

は、その配偶者又は子の所在が一年以上明らか第六七条 配偶者又は子に対する遺族厚生年金 は、この限りでない。

> 停止する。 でないときは、遺族厚生年金の受給権を有する かでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を 子又は配偶者の申請によつて、その所在が明ら

2 第六八条 金は、他の受給権者の申請によつて、その所在 らかでないときは、その者に対する遺族厚生年給権者のうち一人以上の者の所在が一年以上明 る支給の停止の解除を申請することができる。 支給を停止する。 が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その の受給権者が二人以上である場合において、受 配偶者又は子は、いつでも、 配偶者以外の者に対する遺族厚生年金 前 項の規定によ

3 止された者は、いつでも、その支給の停止の解前項の規定によつて遺族厚生年金の支給を停 除を申請することができる。

とする。 の規定によりその停止が解除された場合に準用より遺族厚生年金の支給が停止され、又は前項より遺族厚生年金の支給が停止され、又は前項の規定に、第一項の規定に を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、 する。この場合において、同条第一項中「増減 より遺族厚生年金の支給が停止され、又は前、第六十一条第一項の規定は、第一項の規定 はその停止が解除された月」と読み替えるもの 又

第五節 保険給付の制限

第七三条 る障害厚生年金又は障害手当金は、 を生ぜしめたときは、当該障害を支給事由とす 故意に、障害又はその直接の原因となつた事故 被保険者又は被保険者であつた者が、 支給しな

第七三条の二 被保険者又は被保険者であつた者 が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失 により、又は正当な理由がなくて療養に関する

2

その回復を妨げたときは、保険給付の全部又は め、若しくはその障害の程度を増進させ、又は 若しくはこれらの原因となつた事故を生ぜし 一部を行なわないことができる。 示に従わないことにより、障害若しくは死亡

第七四条 障害厚生年金の受給権者が、 る。 くは重大な過失により、又は正当な理由がなく して、同項の規定による改定を行うことができ する障害等級以下の障害等級に該当するものと を行わず、又はその者の障害の程度が現に該当 たときは、第五十二条第一項の規定による改定 の障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げ て療養に関する指示に従わないことにより、そ

第七五条 保険料を徴収する権利が時効によつて あるときは、この限りでない。 を徴収する権利が時効によつて消滅したもので の規定による訂正の請求があつた後に、保険料 二項及び第三項において準用する場合を含む。) 確認の請求又は第二十八条の二第一項(同条第 る届出若しくは第三十一条第一項の規定による 者の資格の取得について第二十七条の規定によ だし、当該被保険者であつた期間に係る被保険 あつた期間に基づく保険給付は、行わない。た 消滅したときは、当該保険料に係る被保険者で

第七六条 遺族厚生年金は、被保険者又は被保険 しない。被保険者又は被保険者であつた者の死 者であつた者を故意に死亡させた者には、支給 ついても、同様とする。 受給権者となるべき者を故意に死亡させた者に 亡前に、その者の死亡によつて遺族厚生年金の 遺族厚生年金の受給権は、 受給権者が他の受

第七七条 年金たる保険給付は、次の各号のいず 部につき、その支給を停止することができる。 れかに該当する場合には、その額の全部又は 給権者を故意に死亡させたときは、 同項の規定による当該職員の質問に応じなか 六条第一項の規定による命令に従わず、又は 受給権者が、正当な理由がなくて、 消滅する。 第九十

関する指示に従わないことにより、 の回復を妨げたとき。 過失により、又は正当な理由がなくて療養に よる命令に従わず、 な理由がなくて、第九十七条第一項の規定に の者について加算が行われている子が、正当 ることにより、年金たる保険給付の受給権を 前号に規定する者が、故意若しくは重大な を拒んだとき。 障害等級に該当する程度の障害の状態にあ し、又は第四十四条第一項の規定によりそ 又は同項の規定による診 その障害

九十八条第三項の規定による届出をせず、又は第七八条 受給権者が、正当な理由がなくて、第 付の支払を一時差し止めることができる。 書類その他の物件を提出しないときは、保険給

間に基づく保険給付については、前項の規定金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間、第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年 適用しない。

第三章の二 離婚等をした場合における特

第七八条の二 (離婚等をした場合における標準報酬の改定の特 第一 号改定者 (被保険者又は被保

2

請求

「標準報酬改定請求」という。)につ

二号改定者(第一号改定者の配偶者であつた者 れるものをいう。以下同じ。)は、離婚等(離婚 の規定により標準報酬が改定され、 であつて、同条第一項第二号及び第二項第二号 酬が改定されるものをいう。以下同じ。)又は第 項第一号及び第二項第一号の規定により標準報 険者であつた者であつて、第七十八条の六第 (婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と 又は決定さ

ずれかに該当するときは、実施機関に対し、当 労働省令で定める事由をいう。以下この章にお る場合に該当するときは、この限りでない。 年を経過したときその他の厚生労働省令で定め できる。ただし、当該離婚等をしたときから二 おいて同じ。)の改定又は決定を請求することが 者」という。)の標準報酬をいう。以下この章に 及び第二号改定者(以下これらの者を「当事 厚生労働省令で定める期間をいう。以下同じ。) 該離婚等について対象期間(婚姻期間その他の いて同じ。)をした場合であつて、次の各号のい 消した場合を除く。)、婚姻の取消しその他厚生 同様の事情にあつた者について、当該事情が解 に係る被保険者期間の標準報酬 すること及び請求すべき按分割合(当該改定当事者が標準報酬の改定又は決定の請求を (第一号改定者

う。以下同じ。)

について合意しているとき。 前項の規定による標準報酬の改定又は決定の 按分割合を定めたとき。 号改定者の対象期間標準報酬総額の割合をい 対象期間標準報酬総額の合計額に対する第二 ,次項の規定により家庭裁判所が請求すべき

又は決定後の当事者の次条第一項に規定する

対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を が調わないとき、又は協議をすることができないて、同項第一号の当事者の合意のための協議 できる。 考慮して、 裁判所は、当該対象期間における保険料納付に いときは、当事者の一方の申立てにより、 請求すべき按分割合を定めることが

(請求すべき按分割合)

第七八条の三 請求すべき按分割合は、 (標準報酬の改定又は決定) 超え二分の一以下の範囲(以下「按分割合の範 る被保険者期間の各月の標準報酬月額(第二十 囲」という。)内で定められなければならない。 第二号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を 額の総額をいう。以下同じ。)の合計額に対する 末日において適用される再評価率を乗じて得た 与額に当事者を受給権者とみなして対象期間 た月にあつては、従前標準報酬月額)と標準賞 準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされ 六条第一項の規定により同項に規定する従前標 れぞれの対象期間標準報酬総額(対象期間に係 当事者そ

第七八条の六 月額を有する対象期間に係る被保険者期間の各あつた場合において、第一号改定者が標準報酬 ができる。 の各号に定める額に改定し、又は決定すること 月ごとに、当事者の標準報酬月額をそれぞれ次 実施機関は、 標準報酬改定請求

二十六条第一項の規定により同項に規定する みなされた月にあつては、 従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月 第一号改定者 次号において同じ。)に一から改定割 改定前の標準報酬月 従前標準報酬 額 ガ額と 合 月

るところにより算定した率をいう。 じ。)を控除して得た率を乗じて得た額 >ところにより算定した率をいう。以下同(按分割合を基礎として厚生労働省令で定め 第二号改定者 改定前の標準報酬月額 (標

準報酬月額を有しない月にあつては、零)

2 事者の標準賞与額をそれぞれ次の各号に定める 対象期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当 額に改定し、又は決定することができる。 において、第一号改定者が標準賞与額を有する 実施機関は、 改定割合を乗じて得た額を加えて得た額 に、第一号改定者の改定前の標準報酬月 標準報酬改定請求があつた場合

ら改定割合を控除して得た率を乗じて得た額第一号改定者 改定前の標準賞与額に一か を乗じて得た額を加えて得た額 賞与額を有しない月にあつては、 号改定者の改定前の標準賞与額に改定割合 第二号改定者 改定前の標準賞与額 (標準 零) に、 第

3 求のあつた日から将来に向かつてのみその効力 改定者の被保険者期間であつたものとみなす。 の被保険者期間でない期間については、第二号 号改定者の被保険者期間であつて第二号改定者 を有する。 は決定された標準報酬は、当該標準報酬改定請 第一項及び第二項の規定により改定され、又 前二項の場合において、対象期間のうち第一

第三章の三 被扶養配偶者である期間につ いての特例

第七八条の一三 保険給付に関しては、 .被扶養配偶者に対する年金たる保険給付の基本 被扶養配偶者に対する年金たる 第三章に定めるもののほ

2

実施機関は、

前項の請求があつた場合にお

この章の定めるところによる。 保険料について、当該被扶養配偶者が共同して 負担したものであるという基本的認識の下に、 被扶養配偶者を有する被保険者が負担した

、特定被保険者及び被扶養配偶者についての標準

報酬の特例)

第七八条の一四 ものに限る。第七十八条の二十において同じ。) 当該特定被保険者が障害厚生年金(当該特定期 保険者であつた期間であり、かつ、その被扶養 機関に対し、特定期間(当該特定被保険者が被 ものとして厚生労働省令で定めるときは、実施 は婚姻の取消しをしたときその他これに準ずる の被扶養配偶者は、当該特定被保険者と離婚又じ。)を有する場合において、当該特定被保険者 項第三号に該当していたものをいう。以下同 を含む。以下「特定被保険者」という。)が被保 の受給権者であるときその他の厚生労働省令で 間の全部又は一部をその額の計算の基礎とする ができる。ただし、当該請求をした日において において同じ。)の改定及び決定を請求すること び被扶養配偶者の標準報酬をいう。以下この章 条において同じ。)の標準報酬 (特定被保険者及 う。以下同じ。)に係る被保険者期間(次項及び 配偶者が当該特定被保険者の配偶者として同号 被保険者の配偶者として国民年金法第七条第一 険者であつた期間中に被扶養配偶者(当該特定 定めるときは、 及び決定された被保険者期間を除く。以下この 第三項の規定により既に標準報酬が改定され、 に規定する第三号被保険者であつた期間をい この限りでない 被保険者(被保険者であつた者

> て、 及び決定することができる。 に二分の一を乗じて得た額にそれぞれ改定し、 みなされた月にあつては、従前標準報酬月額) る従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額と 報酬月額を当該特定被保険者の標準報酬月額 (第二十六条第一項の規定により同項に規定す 当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準 特定期間に係る被保険者期間の各月ごと

3 ことができる。 乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定する を当該特定被保険者の標準賞与額に二分の一を 該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準賞与額 特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、 いて、当該特定被保険者が標準賞与額を有する 実施機関は、第一項の請求があつた場合にお 当

4 期間であつたものとみなす。 険者期間については、被扶養配偶者の被保険者 前二項の場合において、特定期間に係る被保

(老齢厚生年金等の額の改定の特例

2 第七八条の一八 金の受給権者である被扶養配偶者について第七 第七十八条の十第二項の規定は、障害厚生年 第一項の請求のあつた日の属する月の翌月か計算の基礎とするものとし、第七十八条の十四 ら、年金の額を改定する。 定又は決定後の標準報酬を老齢厚生年金の額 は、第四十三条第一項の規定にかかわらず、改 により標準報酬の改定又は決定が行われたとき て、第七十八条の十四第二項及び第三項の規定 老齢厚生年金の受給権者につい 0

場合において、 準報酬の決定が行われた場合に準用する。この 十八条の十四第二項及び第三項の規定により標 必要な読替えは、 政令で定め

3

第五章

月までの月分平成十八年九月から平成十九年八

(国庫負担等) 費用の負担

第八〇条 者たる政府が負担する基礎年金拠出金の額の二 ?の一に相当する額を負担する。 国庫は、 毎年度、厚生年金保険の 実施

年

千分の百四十九 千分の百四十六・四二

九六

用を負担する。 働大臣を除く。)によるものを除く。)に要する費次項において同じ。)の執行 (実施機関 (厚生労 (基礎年金拠出金の負担に関する事務を含む。 国庫は、前項に規定する費用のほか、

年八月までの月分 平成二十三年九月から平成. 年八月までの月分平成二十二年九月から平成二十二 年八月までの月分平成二十一年九月から平成二十一 八月までの月分平成二十年九月から平成二十 月までの月分平成十九年九月から平成二十年八

千分の百六十四・一二

二十五 二十四

めるもののほか、共済各法の定めるところによに要する費用の負担については、この法律に定実施機関による厚生年金保険事業の事務の執行 において同じ。)が納付する基礎年金拠出金及び 実施機関 (厚生労働大臣を除く。以下この項 3

3

平成二十九年九月以後の月分 年八月までの月分平成二十八年九月から平成二十九 年八月までの月分平成二十六年九月から平成二十七 年八月までの月分平成二十五年九月から平成二十六 年八月までの月分 平成二十四年九月から平成一 千分の百八十三・OC 千分の百八十一・八一 千分の百七十八・二八 千分の百七十一・二C 千分の百七十四・七四 千分の百六十七・ 六六

、保険料の負担及び納付義務

3

各月につき、

徴収するものとする。

標準報酬月額及び標準賞与額に

被保険者期間の計算の基礎となる

保険料は、

保険料を徴収する。

費用(基礎年金拠出金を含む。)に充てるため、

政府等は、厚生年金保険事業に要する

それぞれ保険料率を乗じて得た額とする。

保険料率は、 保険料額は、

それぞれ同表の下欄に定める率 次の表の上欄に掲げる月分の保

とする。 険料について、

月までの月分平成十七年九月から平成十八年八 月までの月分平成十六年十月から平成十七年八

| 千分の百四十二・八八

4

第二号厚生年金被保険者についての第

項 0

分の百二 二十九・ 三四 第八一条

(保険料)

2 第八二条 負担する保険料を納付する義務を負う。 主は、それぞれ保険料の半額を負担する。 事業主は、その使用する被保険者及び自己の 被保険者及び被保険者を使用する事業

3

3 政令の定めるところによる。 保険料の額及び保険料の納付義務については、 使用される場合における各事業主の負担すべき 被保険者が同時に二以上の事業所又は船舶

> り」とする 定める者を含む。)は、政令で定めるところによ 十九条第六項に規定する職員団体その他政令で あるのは、「事業主(国家公務員共済組合法第九 規定の適用については、 同項中「事業主は」と

(保険料の源泉控除) るところにより」とする。 その他政令で定める者を含む。)は、 は第二条の規定により給与を負担する都道府県 法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又 あるのは、「事業主(市町村立学校職員給与負担 規定の適用については、同項中「事業主は」と 第三号厚生年金被保険者についての第一項 政令で定め

千分の百六十・五八

千分の百五十七・〇四 千分の百五十三・五〇

5

第八四条 ことができる。 つて報酬を支払う場合においては、 準報酬月額に係る保険料)を報酬から控除する くなつた場合においては、 負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料 (被保険者がその事業所又は船舶に使用されな 事業主は、被保険者に対して通貨をも 前月及びその月の標 被保険者の

与を支払う場合においては、被保険者の負担す 該賞与から控除することができる。 べき標準賞与額に係る保険料に相当する額を当 事業主は、被保険者に対して通貨をもつて賞

2

ばならない。 作成し、その控除額を被保険者に通知しなけ 除したときは、 事業主は、前二項の規定によつて保険料を控 保険料の控除に関する計算書を ħ

第七章

第九二条 収金を徴収し、 保険料その他この法律の規定による徴 又はその還付を受ける権利は、

14

三十一条の規定を適用しない。

その援用を要せず、また、その利益を放棄する険給付の返還を受ける権利の時効については、

徴収し、若しくはその還付を受ける権利又は保

保険料その他この法律の規定による徴収金を

ことができないものとする。